

様式第 1 0

循環型社会形成推進地域計画改善計画書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
宝塚市	宝塚市	平成 28 年度～令和 4 年度	平成 28 年度～令和 4 年度

1 目標の達成状況
(ごみ処理)

指 標		現 状 (平成27 年度)	目 標 (令和 5年度) A	実 績 (令和 5年度) B	実績 /目標
排出量	事業系 総排出量	24, 183t	23, 067t	23, 544t	102. 1%
	1 事業所当たりの排出量	2, 686kg	2, 504kg	2, 824kg	112. 8%
	生活系 総排出量				
	1 事業所当たりの排出量				
合 計 事業系生活系総排出量合計					
再生利用量	直接資源化量	6, 597 t	8, 470t	6, 541t	26. 9%
	総資源化量	25, 120 t	26, 782t	21, 789t	-30. 4%
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量)	7, 873 MWh	7, 873MWh	7, 531MWh	
最終処分量	埋立最終処分量	8, 092 t	7, 787t	7, 812t	-200. 0%

※目標未達成の指標のみを記載。

(生活排水処理)

指 標	現 状 (平成 27 年度)	目 標 (令和 5年度) A	実 績 (令和 5年度) B	実績 /目標
総人口	233, 776 人	232, 000 人	228, 308 人	—
公共下水道	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率 97. 7%	228, 662 人 98. 6%	224, 790 人 98. 5%	98. 3 % 88. 9%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率 %	%	%	% %
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率 1. 2%	2, 790 人 1. 2%	2, 085 人 0. 9%	74. 7 % 75. 0 %

未処理人口	汚水衛生未処理人口	2,745 人	548 人	1,433 人	261.5 %
-------	-----------	---------	-------	---------	---------

※目標未達成の指標のみを記載。

2 目標が達成できなかった要因

(ごみ処理)

○排出量

・事業系 総排出量

事業系 総排出量については、平成 27 年度と比較すると、令和 5 年度はごみ量が減少したものの、目標は達成できなかった。

事業系 総排出量のうち約 3 分の 2 を占める燃やすごみ量は、平成 27 年度と令和 5 年度を比較すると、減少している。

これは、事業系ごみに関するリーフレット等により、市内の事業者へごみの分別・減量化について啓発を行っていたことや、新型コロナウイルス感染症の流行によって事業活動に制限がかかったことなどが要因と考えられる。燃やすごみの中には、資源化できるものも含まれていることが推測されるため、事業者へより分別啓発を行い、燃やすごみの減量方策を検討する必要がある。

一方で、事業系 総排出量の約 3 分の 1 を占める、本市の地場産業である植木のごみについては、増減はあるものの、例年 7,000～8,000 t ほどで推移している。平成 27 年度は 8,143 t、令和 5 年度は 8,470 t と増加しており、結果として、事業系 総排出量が増加した。

・事業系 1 事業所当たりの排出量

事業系 1 事業所当たりの排出量については、平成 27 年度の 2,686kg と比較すると、令和 5 年度は 2,824kg であり、目標は達成できなかった。

平成 27 年度時点では、現状及び目標の算出にあたって、平成 26 年度経済センサス基礎調査をもとに市内事業所数を 5,904 の同一値としていた。

令和 5 年度実績を算出するにあたっては、令和 3 年度経済センサス基礎調査をもとに市内事業所数を 5,298 としているため、1 事業所当たりの排出量が増加しているものと考えられる。

○再生利用量

・直接資源化量

直接資源化量については、紙・布の直接資源化量が想定より増加せず、目標が達成できなかった。

平成 27 年度時点で、本市では紙・布について、古紙回収業者による直接収集を市内 3 分の 1 の地域で実施していた。紙・布の直接収集を市内 3 分の 1 の地域で実施した結果、持ち去り件数が減少し、量は平成 24 年度時点の 2,833 t から平成 25 年度には 4,642 t へ増加した。

令和 5 年度時点には、市内全域で直接収集へ移行していると当時想定しており、事実そのとおり移行した。直接収集を市内全域で実施することで、紙・布の持ち去り件数がより減少すると想定し、それが即ち直接資源化量の増加に寄与するものと計画し、令和 5 年度時点では直接資源化量が 8,470 t まで伸びるものと推計したが、令和 5 年度は紙・布の量は 4,514 t に留まった。

これは、社会情勢として紙・布の流通量が減少したことも起因するものと考えられる。

・総資源化量

総資源化量についても、直接資源化量と同じく、目標が達成できなかった。

先述のとおり、紙・布の直接資源化量が伸び悩んだことが要因の一つとして挙げられる。

また、社会情勢として紙・布の流通量が減少したことで、集団回収量も減少しており、平成 27 年度当時は 7,649 t（359 団体。1 団体あたり 21.3 t。）あった集団回収量も、令和 5 年度には 4,371 t（348 団体。1 団体あたり 12.6 t。）まで減少している。

本市の集団回収は紙・布、アルミ缶、ペットボトルなどを回収しているが、集団回収の総量のうち、約 99%を紙・布が占めていることから、紙・布の流通量の減少が影響を受けている。

結果として、総資源化量も減少したものと考えられる。

○エネルギー回収量

焼却炉の老朽化により、エネルギー回収効率が若干下がり傾向にあると考えられる。

焼却炉の発電設備であるボイラや蒸気タービンについても、老朽化の影響があるものと考えられる。

○最終処分量

燃焼過程において、熱しゃく減量の基準値は遵守できているものの、焼却炉の老朽化による影響が若干あるものと推測され、埋立最終処分量が微増しているものと考えられる。

（生活排水処理）

・未処理人口の目標値が達成できなかった要因としては、単独処理浄化槽・汲取り槽の管理者が単身かつ高齢化が進み、経済的な理由から汚水衛生処理施設へ転換が進んでいないことが一つの要因と思われる。

・単独処理浄化槽・汲取り槽からの合併処理浄化槽への転換に関しては、設置後の維持管理費の負担増が発生すること。また、水洗化が進んでいることから必要性がないと思われる管理者がいる。

・公共下水道区域内における未接続に関しては、下水道法による罰則がないことから水洗化人口の向上が図れない要因と思われる。

3 目標達成に向けた方策

（ごみ処理）

目標達成年度 令和 10 年度まで

○排出量

・事業系 総排出量

植木ごみについては、全量をチップ化による資源化をしているものの、他市から発生した分の搬入も考えられるため、他市の事業者が市外で発生した植木ごみを持ち込むことを防ぐ必要があると考える。現在、市外事業者が搬入する際は、排出者証明の提出を求めており、今後も徹底して実施することで、他市の植木ごみの持込を抑制する。

燃やすごみの中にある資源化できるものについては、令和9年度に新設するエネルギー回収型廃棄物処理施設において、ごみ展開検査装置を設置し、週1回の展開検査を実施することで、ごみ分別の強化を図るとともに、事業系の紙・布については、現行通り直接資源化を推進することで、総排出量の減少にも取り組む。

・事業系 1事業所当たりの排出量

令和9年度に新設するエネルギー回収型廃棄物処理施設において、ごみ展開検査装置を設置し、週1回の展開検査を実施することで、ごみ分別の強化を図るとともに、事業系の紙・布については、現行通り直接資源化を推進することで、総排出量の減少に取り組み、1事業所当たりの排出量の抑制を図る。

○再生利用量

・直接資源化量

紙・布については、古紙回収業者による直接収集・直接資源化を継続する。

プラスチック類については、現行通り全プラ収集のうえ、本市で一時貯留のうえ、民間業者において運搬・資源化を継続する。

ただし、ペットボトルについては、令和5年度までは現有施設内で資源化していた。新ごみ処理施設を現有敷地内で建替整備するが、限られた敷地であることから、令和6年度からプラスチックと同様に、本市で一時貯留のうえ、民間業者において運搬・資源化を行うことで、直接資源化量は増加する見込みである。

・総資源化量

社会情勢により、紙・布の量が減少傾向にあるが、現行通り集団回収をはじめ、資源化量の確保に努める。

○エネルギー回収量

令和9年度に新設するエネルギー回収型廃棄物処理施設においては、高効率発電設備（発電出力 4,740kwh）とし、エネルギー回収を図る。現行焼却炉の発電能力は 925kwh である。

○最終処分量

令和9年度に新設するエネルギー回収型廃棄物処理施設において、熱しゃく減量の値を乾ベース 3%とすることから、焼却灰の発生を抑制し、最終処分量の減量を図る。

(生活排水処理)

目標達成年度 令和 17 年度まで

- ・ 目標達成年度については、10 年は必要と考えている。単独処理浄化槽、汲取り槽の老朽化による切替え時に現行の補助金制度拡充を広げる施策が、未処理人口減数に繋がる。また、今後も生活排水処理啓発活動に努める普及を推進する。
- ・ 合併処理浄化槽の維持管理費が経済的負担となることから、維持管理費用助成制度の拡充を検討していく。

(都道府県知事の所見)

- ・ 事業系一般廃棄物の総排出量等については、ごみ展開検査装置の新規設置やごみ分別の強化を図ることによって改善が見込まれる。
- ・ 再生資源化量については令和 6 年度から宝塚市で一時貯留のうえ、民間業者において運搬・資源化を行うことで、直接資源化量は増加する見込みである。
- ・ エネルギー回収量および最終処分量について、令和 9 年度にエネルギー回収型廃棄物処理施設を新設することに伴い、改善される見込みである。